

みんなて  
出かけよう



上十三・十和田湖広域定住自立圏圏域のイベント情報をお届けします♪

### 三沢市

#### カヤックラボがオープンします

手ぶらで小川原湖に遊びに来て、インストラクター付きでカヤックが体験できます。カヤック体験のほか、バーベキューやトレッキングなどさまざまなアイテムをそろえておりますので、ぜひご利用下さい。

▶とき 5月1日(月)～

▶ところ 小川原湖

☎カヤックラボ ☎090-9810-9125  
三沢市観光協会 ☎92311



### 七戸町

#### ピザカーニバル

町内外の各種団体が地域の産物をつかったこの日だけのオリジナルピザを販売します。

▶とき 5月14日(日)

午前10時～午後2時30分

▶ところ 七戸町中央商店街

☎七戸商工会 ☎2521

#### 観光馬車運行つつじロードコース2017

つつじロード往復3kmの道のりを約40分間かけてゆったりと景色を楽しめます。

▶とき 5月13日(土)・14日(日)

▶ところ しちのへ秋まつり山車展示館前(イオン七戸十和田駅前店駐車場内)

☎七戸町観光協会 ☎7109

### 横浜町

#### 2017菜の花フェスティバル inよこはま

▶とき 5月20日(土)・21日(日)

▶ところ 大豆田地区特設会場

▶内容 ステージショー、特産品販売、ビンゴゲーム(20日のみ)、マラソン大会(21日のみ)

☎横浜町役場産業振興課

☎0175@2111(内線351)

### 六ヶ所村

#### 2017たのしむべ!フェスティバル

県南で春一番に打ち上げられる花火大会をはじめ、お笑いステージやヒーローショーなどのイベントが繰り広げられます。

▶とき 5月13日(土) 正午～

14日(日) 午前9時～

▶ところ 大石総合運動公園特設会場

☎六ヶ所村商工観光協会事務局

☎0175@2111(内線261)

## あなたの街の法律相談



～第31回～

市民の皆さんの身近な事柄を取り上げ、法律の面から弁護士が解説します。今回は「面会交流」です。

☎まちづくり支援課 ☎6777

**Q** 夫との離婚を考えています。夫との間には未成年の子がいます。離婚する際、子のことに関して、どのようなことを取り決めておく必要がありますか。

**A** 離婚をするときには、子を監護すべき者(親権者の指定)、父又は母と子との面会及びその他の交流(面会交流)、子の監護に要する費用の分担(養育費)など、子の監護に必要な事項を取り決めておく必要があります。

**Q** 「面会交流」とは、具体的にどのような内容ですか。

**A** 両親が離れて暮らすことになった後も、子と同居していない親が、子と定期的、継続的に交流することをいいます。親子が直接会う以外にも、手紙、電話、電子メールで交流する、プレゼントを渡す、子の写真を送付するなど、間接的な面会交流も含まれます。

**Q** 面会交流の取り決めをするにあたって気をつけるべきことはありますか。

**A** 子の利益を最も優先して取り決めなければなりません。父あるいは母としての立場から、普段は離れて暮らす親が子と円滑に面会交流を実施・継続できるよう、子の幸せを考えて協力し合うことが大切です。

**Q** 夫とは、離婚することと私が子の親権者になることについては合意できていますが、面会交流などの点については合意できていません。どのようにしたらよいでしょうか。

**A** このような場合、家庭裁判所での話し合い(調停手続)を利用することができません。離婚調停手続のなかで面会交流について話し合うこともできませんし、先に離婚届を提出して協議離婚が成立した後でも、面会交流の調停手続を利用して面会交流について話し合うことができます。

**Q** 調停でも話し合いがまとまらなかった場合はどうなりますか。

**A** 調停は不成立となり審判へ移行します。この場合、裁判官が、一切の事情を考慮して面会交流のあり方について決定します。  
(文責・弁護士 橋本 明広)  
弁護士法人青空と大地 ☎25162